

手続き名	質問	回答
居宅（予防）の届出	要介護認定の更新で翌月1日から要介護⇒要支援が決定した。届出は誰がいつ提出すればよいか。	予防の届出を包括支援センター（または三者契約した事業所）が提出してください。 1日付で区分変更をする場合は、区分変更の結果がでたら要介護度に応じた届出を提出してください。
	提出日、サービス開始日、情報提供の同意日はすべて統一した方がいいの？	統一する必要はありません。下記を参考にしてください。 サービス開始日：実際にサービス利用を開始する日（入院中等未定であれば提出日）です。 届出日：市役所への提出日です。 情報提供の同意日：本人または家族などの代理人が同意欄を記入した日です。未記入または本人または家族などの代理人以外の方が窓口で記入した場合は同意なしとみなします。
	暫定で提出する場合、サービス開始日はいつにすればいい？	実際にサービス利用を開始する日にしてください。記入された日付で給付管理を行いますので、未記入で提出することがないようにしてください。
	要介護認定申請と介護予防・日常生活支援総合事業を同時に申請するもしくは要介護認定申請中に介護予防・日常生活支援総合事業を申請する場合、どのように書類を提出したらいい？	介護予防・日常生活支援総合事業の添付書類として予防の届出を提出してください。要介護認定申請の結果が出た後、要介護度に応じて下記のとおり提出してください。 要介護1～5：居宅の届出を提出。サービス開始日は認定結果が出た日の翌月1日にしてください。ただし、申請後に請求を行わない場合は実際にサービス利用を開始した日でも構いません。 要支援1、2：介護予防ケアマネジメントのみの利用なら提出不要。介護予防サービスを利用する場合は予防の届出を提出してください。その場合、サービス開始日は認定結果が出た日の翌月1日にしてください。ただし、申請後に請求を行わない場合は実際にサービス利用を開始した日でも構いません。
	住所地特例施設入所者の届出はどのように提出したらいい？	要支援の人：施設所在地の市役所経由で保険者に提出してください。 要介護の人：保険者に直接提出してください。
	届出提出済の人が認定期間終了となり、再度要介護認定を受けた場合、届出は提出する必要があるのか。	一度認定期間が終了しているので提出が必要です。
	在宅⇒施設入所⇒在宅の場合、初めの在宅の際に届出を提出しているが、施設入所後の在宅の際は再度提出する必要があるのか。	再度提出の必要があります。
	現在、ロングショートを利用している人が、月に1回程度、病院への受診のため自宅へ帰る。そのための住宅改修は支給の対象になるか？	対象外となります。住宅改修は、在宅者の生活を支援するサービスであるため、自宅での生活の実態があるか等を考慮して判断します。病院の受診の際に一時的に自宅を寄っているということでは、自宅で生活されているわけではないため、対象外です。
	ひざの痛みにより、便座の立ち座りが難しい。今の洋式便座だと低いため、高さのある洋式便座に交換したいが対象になるか。	対象になります。和式便器から洋式便器への交換に限らず、洋式便器から洋式便器への交換の場合であっても、身体状況に合わせた改修工事であれば対象です。
	障子に手すりをつけるのは良いか。	動いてしまい危険が伴う可能性があるものや家具などへの取り付けは対象外とします。
	自宅の隣に事務所があり、自宅のトイレだけでなく、事務所のトイレを使うこともあるが、手すりの取り付けについて、事務所のトイレも介護保険の対象となるか。	主たる住居である自宅の住宅改修は認められるが、主たる住居ではない事務所は対象外です。

住宅改修

和式から洋式への便器の取り換えについて、室内以外に室外にもトイレがあり、そちらの便器を取り換えたいが介護保険の対象となるか。	対象になりません。主に利用するトイレ1台だけが対象となります。
段差の解消により、既存の扉が合わなくなることでの扉の取替えは対象ですか。	対象です。しかし、扉の取替えは現在のものと同じ形状とすることが条件です。押戸から引き戸への変更や折戸へ変更する場合は、扉の変更が必要であることを理由書に記載していただく必要があります。
事前申請の時点で要介護または要支援だった被保険者が、工事完了前に認定更新をむかえ、要介護にも要支援にも認定されなかった場合、給付の対象となるか。 (支給の判断基準(介護認定の有無)は、事前申請時点と完了時点どちらか)	支援または介護認定をうけた人が使用するための改修を対象とした給付なので、工事完了時点(＝使用開始時点)で介護認定のない場合は、支給の対象となりません。 事前申請から完了予定日までの間に認定期間の終了日が到来し、介護認定からはずれる可能性がある場合は、更新の結果を確認してから申請をしてください。
浴室内的な転倒の危険がある場合等において、手すりの取り付けや床面の変更を、ユニットバスに変更することによって行いたい。介護保険の対象となるか。また対象となる場合は見積書や提出書類はどのようにすればよいのか。	改修が必要な理由が記されており、それぞれの改修工事に係る費用が見積書に算出されていれば給付対象となります。改修工事の算出について、金額が明らかに適正でないと考えられるものについては確認しますが、国や県で具体的な按分方法が示されているわけではないので、あくまで施行業者にさせていただくことになります。 また、改修前の写真に完成後の書き込みをすることが困難であると思われるので、ユニットバスの全体像が分かるパンフレットや完成予想図の添付をしていただくのが望ましいです。
洗濯物を干すために居室の外側にウッドデッキを造り、居室窓から外へ出る際の段差を解消することは、介護保険の対象になるか。	対象外です。何もなかったところにウッドデッキを造るということは、増設ということになる。新設や増設は介護保険の対象として認められていません。
玄関から畑へ移動するときに、その動線に手すりを取り付けることは、介護保険の対象になるか。	車への移動や洗濯といった日常生活上の移動であれば対象ですが、畑や花壇の水やりといった趣味の範疇となるものは対象外です。
住宅改修が必要な理由書を作成する人は、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員以外に認められているのか。	原則、介護支援専門員又は介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センター職員(以下、ケアマネジャー等という)が作成してください。 ただし、介護(予防)サービスの利用がなく、担当のケアマネジャー等がいない場合は、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者が作成することも可能です。 なお、上記の資格を有する者が理由書を作成する場合は、理由書の提出に加え、資格証の写し及び所属する事業所の身分証の写しを提出する必要があります。
予定している工事が対象になるか事前に教えてもらえるか。	申請をするまでは対象になる/ならないについては回答できません。ただし、認定を受けている人の日常生活のために行う工事以外(見た目をよくしたい、古いものを新しいものにしたいなど)に関しては、原則対象外です。
申請者と建物の所有者が異なり、所有者死亡している状況で、相続手続きが完了していない場合、承諾書は誰が記入すればいいのか。	「所有者〇〇〇〇、〇月〇日死亡、相続手続き中」と記載してください。
ガラスの引き戸を使用しているが、転倒した際にけがの危険性があるため、他の材質に交換したいが対象になるか。	けがの危険性があるという理由では給付の対象になりません。重くて開閉できないという理由であれば引き戸から引き戸の交換であっても給付の対象になります。
事前承認の承認にはどれくらいかかりますか。	通常10日以内に結果の通知を申請者様(被保険者または被保険者が届け出た送付先)宛に発送しています。

	事前申請の承認が下りた後に工事内容が変わってしまう場合はどのようにすればよいか。	変更届を提出してください(金額の変更なし、もしくは工事内容に変更はないが金額のみ変更の場合でも必要)。提出の際は変更内容に応じて、変更するものがかかるような書類を添付してください。
福祉用具	可児市ではどのような商品が特定福祉用具購入もしくは福祉用具貸与の対象になるか。	テクノエイド協会でその品目が貸与や購入の対象となっていれば対象になります。可児市での介護保険福祉用具購入及び貸与の判断は、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準としています。
	手すりを介護給付としてレンタルした後、ステップ台の部分を自費もしくは福祉用具販売業者のサービスにより取り付けした場合、手すり部分のみを保険給付として請求してもよいか。	請求できない。「平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知の別添第一の3の③」により、本市では、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、手すり部分のみの請求であったとしても保険給付対象外としています。
	可児市に住民票があり、市外の家族宅と自宅を行き来している場合、両方の居住地での福祉用具貸与を介護給付として算定してもよいか。	福祉用具貸与は、居宅における日常生活上の課題を解決すべき手段として、選定されるものであるため、生活の本拠たる居宅以外では算定できない。例えば、住民票は可児市にありつつ、市外の家族宅で生活している場合は、家族宅での福祉用具貸与は認められる。
	同一品目の福祉用具を複数レンタルしたいが可能か。	可児市では、同一品目の複数貸与については原則認めていません。ただし、利用者の状況等を判断したうえで認めることもありますので、「同一品目複数貸与届出書」を提出してください。家族が手伝うことが可能な場合や、複数あったほうが便利だからといった理由では認められません。詳しくは可児市ホームページ内「福祉用具における同一品目の複数貸与・購入の届出」を確認してください。URL https://www.city.kani.lg.jp/23571.htm
	短期入所中の福祉用具貸与は認められるか。	認められます。しかし、これは短期入所施設利用中の短い期間で、福祉用具を一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから認められているものだと考えます。そのため、予め1ヶ月間の短期入所利用計画を立てて、福祉用具の在宅利用がなかった場合などは算定が認められません。
	現在、特殊寝台を自費でレンタルもしくは、購入したものがあるが、特殊寝台附属品のみ介護給付としてレンタルすることは可能か。	可能です。なお、被保険者が軽度者（要支援1・2、要介護1）の場合は、福祉用具貸与同意願の提出が必要となります。
	現在自宅で利用している福祉用具を短期入所施設に持ち込んでもよいか。	原則認められない。短期入所施設内で使用する福祉用具は、短期入所サービスの報酬に包括しているものと考えられるため、短期入所施設が用意するべきものであると考えられる。ただし、施設で用意している一般的な福祉用具では生活に支障がある等の特別な理由があるときは、認められる場合があるため事前に介護保険課までご相談ください。
	浴室内と浴槽内に設置し、跨ぐために使用したい。申請を行えば同一の浴槽台を2台購入することは可能か。	原則認められない。テクノエイド協会のホームページによると、浴槽台は浴槽内いすの別称であることから、浴槽内での立ち座りを想定した福祉用具です。入浴時の段差解消が目的であれば浴槽すのこなどの購入を検討してください。
	福祉用具費の支給限基準額は、同一年度において10万円であるが、年度が変われば再び10万円の範囲内で、以前に購入した同じ用途の用具を購入することができるか。	破損や介護の必要性が著しく高くなった等の特別な事情がある場合については購入を認めます。別の居住場所用に使い分けをしたいなどの理由では認められません。

	施設入所している人が一時帰宅のために購入するものは対象になるのか。	対象になりません。
短期入所サービス（ショートステイ）	ショートステイの30日ルールについて教えてほしい。	ショートステイにおける介護保険の給付は連続30日までとなっています。したがって、連続31日目は全額自己負担でご利用いただき、32日目から新たに30日間が給付対象になります。
	同日に2カ所のショートステイを利用した場合、給付対象になるのか？	原則対象になりません。同日でなければ対象になります。
	ショートステイとデイサービスの同日利用は可能か。	原則不可能ですが、緊急時のみ利用可能です。
	半数越えの提出はいつ行えばよいのか。	有効認定期間の半数を超えることが見込まれる場合は事前に提出してください。日数のカウントを行う際は実費利用の部分は除いてカウントします。
デイサービス	要支援の人が1日に区分変更申請を提出した場合、提出した月からデイサービスを2箇所利用することは可能か。	不可能です。もともと要介護であり、目的（内容）が違えば利用可能だが、本ケースでは不可能です。
	訪問介護において、入浴介助を2人で行う場合、加算をつけられる要件はありますか。	1人での介助では危険を伴う場合などについては加算をつけていただくことは可能です。
	ショートステイとデイサービスの同日利用は可能か。	原則不可能ですが、緊急時のみ利用可能です。
給付管理	要支援の人がヘルパーを利用していたが、事業所都合で契約終了となった。日割り請求できるか。	契約終了であれば日割り請求可能です。
	原爆手帳を所有する人の請求について	手帳の発行者に確認してください。
	要支援の人が包括支援センターと契約していたが、入院中に三者契約を行った。しかし、その月は退院しなかった場合、請求はどこがすればいい？	包括支援センターが行ってください。
	住所地特例の方が地域密着型サービスや地域支援事業を利用する場合、可児市の指定が必要か。	平成27年4月より住所地特例の方の場合、指定を受ける必要はなくなりました。
過誤	通常過誤と同月過誤はどちらを選べばよいのか。	スケジュールを確認し、どちらを選んでいただいても構いません。通常過誤の場合、国保連合会から直接通知が届きます。
訪問介護サービス	料理のためにヘルパーを利用したいが、同居人がいても利用可能なのか。	日中に同居人が仕事で不在にしているなどの理由があれば、ケアマネージャーの判断で利用可能です。ただし、同居人の分も料理を依頼することは不可能です。